

# 秋田藩における山村の備荒貯蓄

——出羽国秋田郡小猿部七日市村を事例に——

はじめに

- 一 文政期の「郡方備米」と「郷備米」
    - (一) 文政三年の「郡方備米」
    - (二) 文政六、八年の「郷備米」
    - (三) 文政一二年の七日市村小百姓騒動
    - (四) 「郷備米」の貯蔵
  - 二 天保・弘化期の「五升備米」
    - (一) 「五升備米」の開始
    - (二) 「五升備米」の帳尻合わせ
    - (三) 「五升備米」の貯蔵
  - 三 幕末期の「郷備米」
    - (一) 安政二・三年の「郷備米」
    - (二) 安政六年の「郷備米」に関する調査
    - (三) 万延元年の「郷備米」計画
    - (四) 慶応期・明治初年の「郷備米」
- おわりに

秋田藩における山村の備荒貯蓄

はじめに

近世社会は、度々飢饉に見舞われ、食糧問題が大きな課題であった時代である。人々はさまざまな飢饉対策をとっていたが、本稿では、その中でも備荒貯蓄について、秋田藩の山村を例に検討していきたい。<sup>(1)</sup>

秋田藩の備荒貯蓄については、柳谷慶子氏が天明四年(一七八四)の「十三割新法」をめぐって検討している。<sup>(2)</sup>新法では、藩領を一五区に再分割して代官役所を置いて、そこでは「代官役所備米」が計画された。柳谷氏は、在地に留保していた再生産維持の機能(在村貯蓄の「郷備米」)を藩が吸収しようとしたものとし、新法に反対する農民の出訴行動から救済方法をめぐる対抗と位置づけている。新法は、新たな役所体制の創出と所預の権限縮小という大きな課題を解決するものであったが、農民や所預の反発もあって短期間に挫折した。しかし、それが寛政期の郡奉行を中心とした郡方役所の設置へつながると柳谷氏はみている。

近年では、金森正也氏が政策史的な視角を中心に「郡方備米」や「五升備米」を分析している。<sup>3)</sup>「仁政」執行の中で重要な備荒貯蓄政策として、寛政期からの「郡方備米」を上げ、その担い手を郡方蔵元(在方商人)とし、「仁政」の執行者としての側面を見出している。さらに、村共同体の要請に対応できる柔軟性をもつものと評価している。また、天保七年(一八三六)から行われた「五升備米」については、郡奉行であった湊曾兵衛の日記などから検討し、「天保期において藩がうち出した一連の施策の中で、領民の大きな抵抗を引き起こすことなく定着したものと注目される政策」と位置付けている。また備荒貯蓄については、秋田県内の自治体史にも断片的ではあるが、史料などが掲載されており、貴重な成果であろう。

以上をまとめると、秋田藩の備荒貯蓄は、藩庫の貯蓄はもちろんであるが、他に地域役所の貯蓄として「郡方備米」が寛政期から行われ、在村貯蓄としては「郷備米」や「五升備米」が行われていたと整理することができる。しかし、備荒貯蓄について個別的に一地域を設定して検討したものはほとんどなく、村落におけるその実態は明らかとなっていないのが研究の現状であろう。

そこで本稿では、事例として秋田郡小猿部七日市村(現、北秋田市)を取り上げて、「郷備米」や「五升備米」という在村貯蓄の実態と歴史の変遷を追い、その関係性を明らかにしたい。

さて、事例とする小猿部を概観しておこう。小猿部は、七日市村を親郷とした村々のまとまりで、山間地域であった。<sup>5)</sup>七日市村の寄郷には、品類・岩脇・横淵・中屋敷・小森・脇神・摩当の七カ村があり、枝郷には、根本屋敷・妹尾館・中畑・大畑・葛黒・門ヶ沢・白沢・与助台・三ノ渡・黒森・松沢・赤利又の一二カ村があった(いずれも現、北秋田市)。

小猿部は阿仁と比内の間に位置し、北流する小猿部川と阿仁街道の交差する交通の要衝にあった。藩主の通行なども確認されている。小猿部川沿いに寄郷・枝郷が点在し、七日市村から鷹巣村へ向かう下流に寄郷が続き、七日市村から上流に枝郷があった。ただし、寄郷の摩当村は鷹巣村に近い米代川沿いに位置していた。

七日市村の高は、慶長六年(一六〇二)に一三六石八斗(秋田実季侍分限)、正保四年(一六四七)に三五二石余(出羽一国絵図)、寛政六年(一七九四)に五三二石九斗余(六郡惣高附帳)と推移した。田地には悪地が多く、生業は山林に依存しており、阿仁銅山への炭生産が著名であった。幕末期には蝦夷地への郷夫徴用も行っていた。<sup>7)</sup>

親郷七日市村の肝煎を勤めたのは、代々長岐家であった。初代甚助―二代甚助(一六六五年―三代甚助(一七〇三年)―四代甚助(一七四七)―五代甚之丞(一七四八)―六代吉太郎―七代七左衛門(一八二〇年)―八代甚助(一八三八年)―九代文蔵(一八四二年)―一〇代甚之丞(一八六一年)―一代貞治(一九〇四年)と続く(丸括弧内は没年)。本稿で扱うのは、主に七代七左衛門から一代貞治の時期である。

中でも七代の七左衛門が数多くの著作を遺していることで知られる。すなわち、「羽州秋田蝗除録」(一七六七年)、「老農置土産・置みやげ添日記」(一七八五年)、「老農置土産附録」(一八一一年)、「農業記」(一八〇四―一七七年頃)、「農業心得記」(一八一六年)などである。<sup>8)</sup>全体的な特徴としては、飢饉に関する記録が多いことであろう。近世中後期において当該地域における大きな課題であったことがわかる。

本稿で検討する備荒貯蓄の前提として、「置みやげ添日記」<sup>9)</sup>から七日市村の飢饉の様相をみてみよう。七左衛門は、生前の元禄八年(一六九五)の

飢饉から筆を起こしている。この飢饉は「青代」と呼ばれる。春から「東風」<sup>(10)</sup>のために不作となり、喰い延しとして、藁や蕎麦殻、稻株や蕨の根、家の縄までを食した。藩では施行小屋を設置したが、七日市村からは老人・悴のみが入り、家に人が残つて翌年の農業の準備を怠らなかつたといふ。

次に、宝暦五年(一七五五)の飢饉(宝五飢饉)を取り上げる。宝暦三〜五年に及ぶ連年の不作によるもので、七日市村でも餓死者を出してしまい、村の三分の一が潰れとなつてしまつた。七左衛門は、阿仁銅山への炭生産による日銭稼ぎを「悦び」とし、農業を「疎ミし」ためとしている。農業を第一とした者は餓死しなかつたという。

続いて、天明三年(一七八三)の飢饉を書いている。この年も「東風」や「大雪丸」(あられ)のため、田畑とも「皆無」の作柄であつた。藩からは一人一日一合の割合で三〇日分の「御救」が下された。津軽では三分の二が他国へ出国し、小猿部にも「幾千人」が通行したとする。親子・夫婦は離散し、自らの命を守るのが精一杯だつた。出国しても五分の四は助からなかつたといふ。

このような飢饉に関する記録を多く遺した七左衛門は、自らを記した肖像画の掛軸の讀に「老農置土産ヲ折々見て飢饉等乃備を心掛へし、此旨を書残すと言ひとも反古と成らん事をかなしみ、我姿を掛物として残し畢」<sup>(11)</sup>と書き遺している。飢饉の備えが疎かになることを懸念していたのである。以下、小猿部村々で行われた備荒貯蓄について具体的にみていこう。

## 一 文政期の「郡方備米」と「郷備米」

### (一) 文政三年の「郡方備米」

「郡方備米」は、寛政七年(一七九五)の郡奉行設置にともない、郡役所を中心にはじめられたことが金森正也氏により明らかにされている。<sup>(12)</sup>しかし、「長岐文書」でまとまつた文書が確認できるのは、文政三年(一八二〇)からである。後年の文書を見ると、この文政三年は「扱」(管轄)が船坂慶蔵で、当高一石につき米三升ずつ出穀したものを郡方の「御備蔵」に取りまとめ、凶年の備えとしたものであつた。

例えば、当時の七日市村の当高は五五一石五斗で、一石につき三升とすると、「郡方備米」は米一六石五斗四升五合にあたる。しかし、郡方の受取書を見ると、七日市村では「郡方御備高御物成」として米一四石二斗二升二合を納めている。不足分二石三斗余の詳細は、不明である。同様に寄郷村々も「郡方御備高御物成」を納入している。文政三年の一月には、摩当村九斗三升三合、横淵村六石一斗八升五合、岩脇村五升六合、一二月には、中屋敷村七石九斗九合、小森村五石七斗九升、品類村三石三斗五升六合、翌文政四年三月には、文政三年分として脇神村三石六斗三升一合を納めている。<sup>(13)</sup>合計で四二石八升二合となる。また文政三年には「郡方御備高御郷役銀」も納入されている。これは銀にて納入されているが、断片的な文書が多く詳細は知り得ない。

その運用については、これもまた文書の数は少ないが、文政八年に郡方吟味役の小川敬内が作成した文書がある。<sup>(14)</sup>それによると、「郡方備米銀」

より「諸役引米」や「肝煎免」を出している。また「鷹巣村ニ而坊沢村御開水元御請仕候ニ付、定関免江郡方御備合被下置候分」なども出されており、主に村々への免を中心とする用途で運用していたことがうかがわれる。

(二) 文政六〜八年の「郷備米」

秋田藩で「郷備米」を開始した年代は明らかとなっていないが、柳谷慶子氏は、秋田郡本城村(現、北秋田市)を事例に、前々から貯蓄してきた「郷中備米」へ、安永九年(一七八〇)に「八幡講」「稻荷講」の名目で米を足し合わせていることを明らかにしている。<sup>(18)</sup> 管見の限り、早期の事例である。

「長岐文書」には、文政期から「郷備米」に関する文書が確認できる。

次の史料は、七日市村の「郷備米」の形成過程をまとめた文書である。作成者は肝煎文蔵(長岐家九代)と長百姓七名である。史料を掲げよう。<sup>(19)</sup>

〔史料1〕

(前略)

一、米五石五斗九合 イ印

右者文政六未年中、当御扱小川敬内殿御担処中一統、当高壺石ニ付米壺升宛御取立、村々郷備に可致被仰含候、其節当村当高五百五拾石九斗ニ相当り、右米取立申候、尤家壺軒ニ付米五石宛之備ニ不相当候内ハ專貨殖可致被仰付候

一、同壺石 口印

右者御扱被仰含ニ相基キ、早速右壺升米取立郷備ニ仕候儀深功ニ被思召、御支配蓮沼仲殿御賞言被成下、右為御賞賜御郡方御備米之内ハ右米拜領被仰付、郷備米江足し合セ可仕被仰渡候、尤郷備被仰付

候村々五拾ヶ処右同断御取扱被成下候、但右同年

一、同拾壺石壺升八合 ハ印

右者同七申年中御扱合被仰含候者、当作毛も相応ニ相見得候故、当高壺石ニ付米式升宛取立郷備江足し合セニ可仕、其節当村当高五百五拾石九斗ニ相当り、右米取立申候

一、同拾六石五斗四升五合 二印

右者先御扱船坂慶蔵殿御勤中、文政三辰年御担処中一統当高壺石ニ付米三升宛御取立、其向御備蔵江御取纏ひ、凶年御備ニ被成置候、其節当村当高五百五拾壺石五斗ニ相当り、右米取立上納仕指置候処、此度村々郷備米江足し合セ貨殖可仕由ニ而、右同年被返下候

一、同三五石 ホ印

右者同年御扱合郷備米江足し合セ之儀被仰含候得共、近年来村方余勢も無之、出米相成兼候ニ付、御木山方江奉願上、当村橋木備山之内ハ御積を以、杉元木五百本拜領、他払被指許候而調錢百五十貫文ニ売払申候、但米壺石ニ付錢三貫文直段を以、右米備置候、其節御吟味役片岡敬助殿・橋本八太郎殿被仰渡候

一、同百五十石 ヘ印

右者同八酉年中御扱より被仰含候者、当村之儀者支郷数ヶ村ニ而他村共相違ひ候事故、格段之申合致、備米江足し合セ可致、依之諸向省略之仕法相立、且非常之繰合仕、右米備置申候

前略部分には、七日市村の当時の状況が記されている。当高は五五石三斗七升一升で、家数が二二九軒、人数が一〇三二人、馬数が四六八疋であった。七日市村の「郷備米」には、イ〜へにいたる印を出穀方法ごとに付けている。印ごとにみていこう。

イ印は、文政六年に「扱」の小川敬内から、当高一石につき米一升ずつ出穀して、村々の「郷備」とするよう仰せ渡されたことによるものである。その時、七日市村は当高五五〇石九斗だったので、米五石五斗九合を出穀している。また、それらを家一軒につき米五石ずつの備えとなるまで「貨殖」するよう仰せ付けられている。

文政六年の仰せ渡しにもとづいて、早速米一升ずつ出穀して「郷備」としたことに對し、藩より「深功」と評価されて、支配の蓮沼仲から「賞言」を下され、「郡方御備米」の中から米一石の拝領を仰せ付けられた。口印は、これを「郷備米」へ足し合せたものである。

ハ印は、文政七年に「扱」から仰せ渡され、今年は作柄が相応にみえるので、当高一石につき米二升ずつ出穀して「郷備」へ足し合せたものである。七日市村の当高は前年と同様の五五〇石九斗で、米一石一升八合を出穀して、ハ印とした。

ニ印は、以前船坂慶蔵が「扱」であった文政三年に、当高一石につき米三升ずつを出穀し、「御備蔵」へ取りまとめ、凶年の備えとしたものである。先にみた文政三年の「郡方備米」である。当時七日市村は当高五五一石五斗で、一六石五斗四升五合となったが、実際の出穀は二石三斗余不足していた。それらを村々の「郷備米」へ足し合せて「貨殖」するよう指示があり、村々へ下げ米とされた。

前述のように文政七年に「郷備米」足し合せの仰せ渡しがあつたが、七日市村は近年來「余勢」もなく出米できないため、木山方へ願ひ上げ、村の「橋木備山」のうちから杉元木五〇〇本を拝領し、「他払」を許可され、錢一五〇貫文で売り払つた。その代金で、米一石につき錢三貫文の相場にして米三五石を購入して備え置いたのがホ印である。<sup>(20)</sup>

文政八年に、七日市村は枝郷が数カ村あつて他村とも異なることであるので、格段の申し合わせとして、「備米」へ足し合せをするよう「扱」から仰せ渡しがあつた。村では、諸向を省略する仕法を立てて、併せて「非常之繰合」をして、米一五〇石を備え置いた。それがハ印である。枝郷のために「郷備米」を手厚くしたのであり、枝郷の多い七日市村の特徴であつた。

このように多様な形で集められた「郷備米」であるが、イ印の箇条にあつたように一軒につき五石になるまで「貨殖」していく。貨殖の具体的な方法は史料からうかがい知ることができないが、文政六年に集めた六石五斗九合（イ・ロ印）は、翌七年までに二割の利子が足され、七石八斗一升一合となつた。さらに、その利付けした分に、文政七年に集めた六二石五斗六升三合（ハ・ニ・ホ印）も合わせて、翌八年までに二割の利子が足され、八四石四斗四升九合となり、その利付けした分に、文政八年に集めた一五〇石（ヘ印）も合わせて、翌九年までに二割の利子が足され、二八一石三斗三升九合となつた。毎年二割の「貨殖」が繰り替えされたのである。<sup>(21)</sup>

なお、文政期の「郷備米」については、本城村の事例があり、文書の書式や印をつける方法などに至るまで同様の形式をとっている。七日市村だけでなく、ある一定の地域的な広がりをもつた制度であつたと考えられる。<sup>(22)</sup>

### (三) 文政一二年の七日市村小百姓騒動

七日市村では文政六〜八年に「郷備米」を取り集めたが、翌九年に肝煎文蔵らが村の備えについて次のように書いている。<sup>(23)</sup> 七日市村は枝郷が多く、

世間が平年でも不作となる村方であるため、「凶作備」がなくては相續に不安の残る村方である。しかし、困窮の村方で他に備えとする手段もなく、仕方なく度々「直山方」へ願ひ上げ、その都度「御取扱」をいただき、誠に有り難いことである。この「余勢」で聊かの「取備米」ができた。「貨殖」をして、後々「村居相続安堵之備」としたいというものであった。

そうした認識のもとに、「郷備米」の貯蔵庫を問題にする。七日市村には、郷蔵があるが「古土蔵」で役に立たず、<sup>(24)</sup>「別段備米土蔵」の建築を願ひ出ている。建築木材の見積りをした上で、奥見内沢(七日市村内)の中から杉元木二六二本を拝領したいと願ひ出たのである。この「郷備米蔵」の建築をめぐる問題は、次の小百姓騒動に関係してくる。

七日市村では、その後文政一二年に小百姓騒動の様相を呈していた。小百姓たちが肝煎文蔵ら七名に対して意見したのである。郡方へも伝えられて文蔵たちに問い合わせがあつたようで、同年二月晦日に文蔵たちから古尾谷健吉らへ宛てた答書が遺されている。<sup>(25)</sup>その文書をもとに状況を検討していきたい。文書は四箇条からなるので、一箇条ずつみていこう。

一箇条目は、人足負担の割合についてである。古尾谷らの問い合わせに文蔵らは次のように答えている。小百姓たちが言うには、近年は丁場普請・道普請・堰普請はもとより、「御備蔵」建築のための材木の山出し人足や川下げ人足、加えて「御備蔵」・「郷備蔵」の建築人足があり、高持の者が「迷惑至極」である。そこで人足負担は、半分を高割、もう半分を家割で割り合いたいという。文蔵らは願ひの通りにしようと答えたが、今度は小百姓たちがすべての負担は高割でという。肝煎らはこのことをどのよ<sup>う</sup>に「心得」ればよいか。肝煎や「長名」の「威勢」で小百姓たちを「押込」めては、ますます「騒立」となるのではなからうか。「不審」をもた

れたことは、恐れ入ると文蔵らは答えている。

二箇条目は、「郷備米」の残り勘定についてである。小百姓たちが「郷備米」の残り勘定を披見したいと願うので、文蔵たちが郷蔵において「郷備米」の勘定帳を読み聞かせたところ、小百姓たちの「心得居候米残高」とは「莫太之相違」があるという。そのため小百姓たちは勘定帳を借用したいと願った。古尾谷らは、文蔵たちが勘定帳を小百姓たちに渡しても、しっかりと検討もせず、かえって「疑惑」が生じるとした事情の説明を求めた。文蔵らの答書には、勘定帳を読み聞かせた後、「十露盤」とともに勘五郎(小百姓の一人であろう)へ渡して、もし勘定に不審な箇所があれば尋ねるよう話したが受け取らず、その後勘定帳のみ貸してほしいと言ってきたという。しかし、勘定帳のみを貸し出されても「取受兼」ねるという者たちも出てきたので、帳面を披見することとした。肝煎や長百姓の揃つたところでは「斟酌」もあろうから、郷蔵へ寄り合い、伊助と文蔵が勘定帳を持って行って見せたところ、小百姓たちは帳面を写し取つてほしいという。伊助が小百姓たちで写し取るよう言つたところ、「帳尻」を写し取つて持ち帰つた。小百姓たちに勘定帳を渡しても「見解兼」ねるので、勘定帳を渡さなかつた。「不審」をもたれたことは、文蔵らの「不行届」であるとしている。

三箇条目は、二〇年前に「郷備」した一〇〇石の行方についてである。小百姓らが言うには二〇年前に「郷備」した一〇〇石があつたが、そのころにつき、古尾谷らは肝煎文蔵らに尋ねたようである。文政一二年の二〇年前というと文化七年(一八一〇)にあたる。文蔵らの答書には、その頃は既に文蔵が肝煎であつたが、村の長百姓は「年輩之もの」たちばかりだったので、村の諸勘定は任せきつており、自分には「覚留」もない。以前長

者を勤めていた佐七郎が答えた通り、「酉戌亥(文化一〇一二年)〔丸括弧内は筆者による注記。以下同様〕の三年間不作のときに百姓らの「取扱」と「郷中諸払」としたと記憶しているという。佐七郎が長者たちへ譲った勘定帳に間違いはないとする。

四箇条目は、「備米」の残りを枝郷のうちの八カ村に預けないのはなぜかという古尾谷らからの問い合わせである。文蔵らの答書には、本郷・船木沢に預けている。林を売り払うなどして「備米」としたものであるので、八カ村に預けてはいないが、「郷備米」は「一郷一体」のもので「一統之備」であるとしている。文蔵らが八カ村の者たちに忝く思っていたところ、他村に先立って正月一三日に「騒立」となってしまうので、「一統の備」であることを申し聞かせた。このままにしておく、後々本郷・船木沢の者たちからの申出があると「労煩」にもなるので、今後はこのようなことがないようにすると答えた。

以上みてきたように、小百姓たちからの「騒立」の要因は、「郷備米」をめぐる諸点にあった。一箇条目は「郷備米蔵」建築を含む負担の割合方法にあったが、以下はいずれも「郷備米」の残り勘定によるものである。親郷の七日市村をはじめとする小猿部村々では、「郷備米」の保存管理が課題であったといえよう。

この「騒立」のなかで、注目すべきは小百姓の力量であろう。小百姓たちが村政へ抱いた疑惑からの行動を大きく評価しておきたい。「郷備米」の多岐にわたる問題を検出している点は特に重要であろう。肝煎らも小百姓たちの抱く疑惑に答えなければならなかった。しかし、小百姓たちの限界も浮き彫りとなった。負担をめぐる高割か高割・家割の併用かの意見の変更や、勘定帳を検証する力のない点などである。一方の文蔵らには、肝

煎などの「威勢」で小百姓たちを「押込」めないという姿勢もみられた。当時の七日市村における肝煎・長百姓―小百姓の関係は、このあたりで折り合っていたといっているだろう。

また、この「騒立」から「郷備米」についてもわかることがある。まず、文政一二年の二〇年前にあたる文化七年に「郷備米」を一〇〇石していたことである。小百姓たちによるその行方への疑惑に対して、肝煎の文蔵も否定していないことから「郷備米」は実際に行われていたとみてよいだろう。<sup>(26)</sup>文政六―八年の「郷備米」以前に、七日市村でも「郷備米」を行っていたのである。さらにわかることは、「郷備米」の残りの一部を枝郷にも預けているという点である。親郷の七日市村で一括貯蔵していたわけではなく、一部の枝郷に振り分けて貯蔵していたことが明らかとなる。

#### (四) 「郷備米」の貯蔵

七日市村の小百姓騒動の影響であろう。文政一二年三月に七日市村肝煎の文蔵をはじめ、岩脇村・横淵村・中屋敷村・小森村の肝煎(横淵村は肝煎見習)が願書を作成している。<sup>(27)</sup>

それによると、凶作時における窮民の「御救」として、村々の「郷備米」を仰せ渡され、村々ともに「相応之米高」となり、「符人蔵」に入れた。しかし、小百姓たちは「勘定向不案内」であるため、「自分米」を入れている蔵では「疑惑」をもつ者もある。「郷備米蔵」を村ごとに建築するよう仰せ渡され、村方でもそのようにしなくては、小百姓たちが安堵せず、出穀なども継続しないであろう。そこで、村で「郷備米蔵」を建てたくとも、材木を払い受けなくては建てることのできないことを上申した。「御

直山守護形」に務め、「御苦柄」が生じなければ、木山方へ願い出て、元木の拝領または「御山所」のない村方は「御仕上」値段にすることで「御材木拝領」の願いをするよう仰せ含められた。文政一二年から天保二年（二八三二）まで三年間、「御直山守護形」のために山見はもちろん肝煎・長百姓も「廻山」し、「徒」がないよう「守護形」をするので、材木の拝領を「御宥恕」して下さるようお願いしたのである。

村々の「郷備米」は「符人蔵」に入れられていたが、肝煎たちにしてみれば、小百姓たちが「勘定向不案内」であるため「疑惑」をもつことが懸念された。まさに、七日市村の小百姓騒動の結果であろう。「郷備米蔵」や郷蔵などの村の蔵が必要だったのである。肝煎らは、「郷備米蔵」の建築に材木の拝領が不可欠としたが、拝領には「御直山」の守護が条件だったのである。山村の特徴といつていいだろう。

## 二 天保・弘化期の「五升備米」

### (一) 「五升備米」の開始

天保四年（二八三三）に飢饉を経験した秋田藩では、同七年に「五升備米」という新たな備荒貯蓄を百姓・町人に命じる。<sup>(28)</sup>一〇歳以下と七〇歳以上、盲人と廢疾の者を除き、男女とも人別を単位として、その年の作合にに応じて米穀を差し出す。天保七年から一三年まで七年間に取集めて毎年在所へ備え置くというものであった。なお、一人当たり五升という貯蓄基準は当初から決まっていたわけではないようであるが、後年に定着していく。

それでは、小猿部村々における「五升備米」の展開過程についてみていき

たい。まず、開始された天保七年の状況からをみてみよう。史料を掲げる。<sup>(29)</sup>  
〔史料2〕

人別壹人ニ付米五升取立御備米被仰渡候ニ付取立仕候所、同年当沢別而不作致米拵相成兼候ニ付、粃壹升米六合之積ヲ以、粃ニ而取立仕、絶作同様不作之事故、取立粃拵同様之悪粃ニ而御貯ニ不相成故、翌酉年元人別江相返し、同暮両年分取立候事ニ申含罷在候

小猿部村々では、「五升備米」を仰せ渡された天保七年が特に不作で、米をつくることができず、粃一升につき米六合の積りで、粃にて「五升備米」を出穀した。しかし、「絶作」同様の不作であったため、出穀した粃は、枇のような悪粃で貯蓄しておくことができないものであった。そこで、翌年に出穀者へ返却し、その年の暮れに天保七・八兩年の「五升備米」を出穀することとした。小猿部村々では、初年から予定通りに出穀ができなかったのである。

翌天保八年も小猿部村々では、困難な状況が続いた。<sup>(30)</sup>百姓たちの間では食糧不足が続き、引き続き大不作でもあった。そのため、郡奉行所からも「同年者御百姓共之分限ニ応し、取立被仰付候」という出穀量の緩和措置がとられた。<sup>(31)</sup>

例えば、親郷の七日市村は、一〇歳以下と七〇歳以上、盲人と廢疾の者を除いた、この年の人別が九六〇人であった。一人五升ずつ出穀すると、米四八石になるが、実際には麦二石二斗一升（米二石一斗五合分）、稗四一石六斗一升（米一四石五斗六升四合分）を出穀し、さらに錢でも五二貫六九〇文（米三石二斗三升一合分）を出銭した。村の苦心した状況がみてとれる。それでも、米三石九斗二升六合分が不足し、「極窮人取立兼候ニ付欠石」とした。一方寄郷村々は、米・粃で出穀したが、「極窮人取立兼候ニ付欠石」は

すべての村で確認できる。岩脇村米一石六升七合、中屋敷村米二斗二升、小森村米一石八斗七升、脇神村米三石二升二合、摩当村米四石三斗三升五合を「欠石」とし、小猿部全体でも一四石四斗四升(一一・七%)不足した。

このように天保八年も小猿部村々では、困難な状況が続いて予定通りには「五升備米」を出穀することができず、もちろん前年に出穀できなかった分も補填することができなかったのである。

さらに、天保九年も小猿部村々では不作が続く。「今年大不作三付五升備米取立御免」を願い出る人別が多数出た。<sup>(32)</sup>七日市村では、惣人別一二九五人のうち一二二四人が免除を願い、残りの八一人が「五升備米」を出した。しかも、一石につき錢四〇貫文の換算で錢一六二貫文を出した。寄郷村々も同様で、岩脇村では免除願ひ八六八人・出錢八人、中屋敷村では免除願ひ一〇一人・出錢一人、小森村では免除願ひ四五九人・出錢二七人、脇神村では免除願ひ五八一一人・出錢二九人、摩当村では免除願ひ三四一人・出錢二五人であった。小猿部村々の全体でも、惣人別二九六三人のうち二七八二人が免除を願い、残りの一八一一人が出錢し、合計錢三六二貫文にしかならなかった。米にしても九石五升分である。

このように、天保七年に藩から仰せ渡された「五升備米」であったが、小猿部村々では初年から三年間も出穀が思うように進まず、制度として機能していなかった。そのためか、続く天保一〇・一一年は「五升備米」を全く行わなかったものと考えられる。天保七年から一三年まで七カ年間の出穀という藩の政策意図は、開始当初から実行できなかったのである。村々では食糧の不足と作物の不作が続き、備える余裕などなかったであろう。ここでは、「五升備米」運営の困難な村々が存在したことを確認しておきたい。

## (二) 「五升備米」の帳尻合わせ

小猿部村々の「五升備米」は、その後どのようなようになったのであろうか。天保一〇・一一年は出穀しなかったが、翌天保一二年には出穀が確認できる。ただし、「丑年(天保二年)分、忝人二付三升宛備置候」<sup>(33)</sup>ように仰せ付けられ、その年の出穀量が五升から三升到減免された。村々では、米三升を糶に直して五升ずつ出穀することとした。<sup>(34)</sup>

七日市村六三八人、品類村二〇五人、横瀬村九五人、岩脇村八六八人、中屋敷村八九人、小森村三四八八人、脇神村二九七人、摩当村二七八八人が出穀し、合計糶一〇一石八斗となった。これらは、五斗入り俵一七九俵と三斗入り俵四一俵に詰めて貯蓄された。翌天保一三年二月には、松本仁助の見分を受けている。

この年以降、小猿部村々では「五升備米」の帳尻合わせを行っていく。弘化四年(一八四七)にまとめられた文書から作成した「表一」をみてみよう。当初、天保七年から一三年まで七カ年間に取り集めるとした「五升備米」であったが、小猿部村々では天保七・九・一二年、弘化元・三年という七期間の人別をもとに出穀量が設定された。仰せ渡しの通り、人別からは一〇歳以下・七〇歳以上・盲人・廃疾の者は除かれた。その人別に対して一人五升ずつの出穀量が設定された。各村々の出穀量は「表二」にまとめた。実際には、天保八・九・一二年、弘化元・四年の七年間に<sup>(35)</sup>出穀し、それでも一三八石余の不足分があった。不足分は「来申年(嘉永元年)に出穀する」とした。

## (三) 「五升備米」の貯蔵

帳尻の合わせられた小猿部村々の「五升備米」であるが、その後の保存状況を確認しておきたい。嘉永二年（一八四九）の村ごとに記載された取調帳をみてみよう。<sup>(36)</sup>

[表1] 「五升備米」7ヵ年分出穀対象人別・米

村名	七日市村 (人)	岩脇村 (人)	中屋敷村 (人)	小森村 (人)	脇神村 (人)	摩当村 (人)	合計 (人)
天保7申年	940	70	81	337	378	260	2,066
天保8酉年	960	74	86	347	388	267	2,122
天保9戌年	960	74	86	347	388	267	2,122
天保12丑年	938	86	89	348	297	278	2,036
弘化元辰年	957	85	90	355	365	279	2,131
弘化2巳年	985	73	90	328	369	269	2,114
弘化3午年	987	79	90	324	371	271	2,122
人数計	6,727	541	612	2,386	2,556	1,891	14,713
対象米(石)	336.350	27.050	30.600	119.300	127.800	94.550	735.650
出穀米計	260.650	23.717	30.904	94.240	110.110	77.976	597.577
不足	75.700	3.333	過米0.304	25.060	17.690	16.594	138.073

出典：「長岐文書」1079(弘化4年「五升御備米七ヶ年分書上控」)

註：人数は、10歳以下・70歳以上・盲人・廃疾の者の引き残り。

[表2] 「五升備米」出穀量

(石)

村名	七日市村	岩脇村	中屋敷村	小森村	脇神村	摩当村	計(米)
天保8酉年	米23.957 (粃39.929)	米4.804 (粃8.007)	米9.340 (粃15.567)	米16.730 (粃27.883)	米25.546 (粃42.577)	米13.449 (粃22.415)	102.961
	米9.135 (稗27.405)						
天保8酉年 ～9戌年	米4.458 (22貫500文)						4.458
天保9戌年	米5.400 (粃9.000)	米0.533 (粃0.880)	米0.734 (粃1.253)	米1.800 (粃3.000)	米1.934 (粃3.223)	米1.667 (粃2.778)	12.068
天保12丑年	米28.140 (粃46.900)	米2.580 (粃4.300)	米2.670 (粃4.450)	米10.440 (粃17.400)	米8.910 (粃14.850)	米8.340 (粃13.900)	61.080
弘化元辰年	米47.850 (粃79.750)	米4.250 (粃7.080)	米4.500 (粃7.500)	米17.750 (粃29.283)	米18.250 (粃30.417)	米13.950 (粃23.250)	106.550
弘化2巳年	米49.250 (粃82.803)	米3.650 (粃6.080)	米4.500 (粃7.500)	米16.400 (粃27.333)	米18.450 (粃30.750)	米13.450 (粃22.417)	105.700
弘化3午年	米19.740 (正米)	米1.580 (正米)	米1.800 (粃3.000)	米6.480 (粃10.800)	米7.420 (粃12.367)	米5.420 (粃9.033)	42.440
弘化4未年	米72.720 (正米)	米6.320 (正米)	米7.360 (粃12.267)	米24.640 (粃41.067)	米29.600 (粃49.333)	米21.680 (粃36.133)	162.320
計(米)	260.650	23.717	30.904	94.240	110.110	77.976	597.577

出典：「長岐文書」1079(弘化4年「五升御備米七ヶ年分書上控」)

註：米に換算した量。丸括弧内は実際の出穀・出銭分。

例えば七日市村分では、稗二七石余はそのまま保存していたが、米・粳は蒸して保存することとした。蒸米八三石二斗一升四合、蒸粳二一石二斗八升となった。これらには「蒸減」があり、米九石二斗四升六合、粳二三石四斗七升五合を計上した。蒸米は「正米九拾二石四斗六升合壹割通蒸減」であり、蒸粳は「粳貳百三拾四石七斗五升五合合壹割通蒸減」であった。約一割の「蒸減」があったのである。ただし、「蒸減」分は、「実用之節、本石三相成候」として、実際に利用するときには元の石数に戻るものとしている。

寄郷村々分も、米・粳はすべて蒸米・蒸粳にして保存した。小猿部村々の合計では、蒸米九六石九斗四升八合・蒸粳五五六石九斗一升六合となった。いずれも約一割の「蒸減」が確認できる。

その後、「五升備米」は嘉永四年五月に見分を受ける<sup>37</sup>。小猿部村々は、一人五升の基準にして七年間で、米にして七三五石六斗五升を「五升備米」としたが、実際の出穀は、粳九〇四石九斗四升七合、米一八三石八斗五升一合、稗二七石四斗五合であった(米に換算すると、上記の基準量にあたる)。それらは、三カ所の蔵に貯えられた。「蒸減」分は減らされて計上している。

七日市村郷蔵には、粳八二石八升三合・米一五九石三斗三升・「償取立之分」五石五斗二升、七日市村「上へ之蔵」には、粳五三七石八斗・稗二七石四斗五合、脇神村郷蔵には、粳二七二石九斗七合・米一一石二斗三升三合を貯蔵して封印された。各蔵の合計貯蔵量は、七日市村郷蔵が二四六石余、七日市村「上へ之蔵」が五六五石余、脇神村郷蔵が二八四石余で、寄郷の脇神村にも貯蔵したが、大半は七日市村の蔵に納めていた様子が見てとれる。「五升備米」の出穀は村ごとでも、保存は親郷の七日市

村を中心にとめて行われていたのである。

貯蔵庫については、安政二年(一八五五)に「五升備米蔵」を新規に建てようと計画された<sup>38</sup>。甚之丞(長岐家一〇代)が見積っている。材料として材木三七六本(一七二六貫文余)・小羽五万枚、工賃として屋根張り打ち賃(一四〇文)・釘代(三六三文)、人足として木挽二三人・大工二二人・人足五〇〇人くらい、合計四七九三貫九二〇文を計上している。

そのため、小猿部村々では、安政三年に「五升御備米入蒸籠板蔵」を新規に建築するために銭の借用を願ったところ、入用の半分にあたる銭二五〇〇貫文を無利子で拝借したようである。その銭で「蒸籠」が作られ、「郷備米」も引き移された<sup>39</sup>。しかし、「諸色高直」のため「蒸籠」に銭八〇〇〇貫文余もかかってしまい、予定の金額を大幅に超過していた。そのため、村々は大家政吉に拝借銭の半分を「拝領」、もう半分を「年割返上」とするようお願いしている。併せて、願いの理由に「松前行御支度」や「郷夫割」という出銭の負担を上げていることも興味深い。管見の限り返済状況は確認できない。

その後、慶応元年(一八六五)十一月に藩の目付に対して「五升備米」の状況が報告されている<sup>40</sup>。七日市村・品類村・横淵村<sup>41</sup>・中屋敷村・小森村・岩脇村・脇神村・摩当村の八カ村の「五升備米」は、合計蒸米一九二石九斗八升六合、蒸粳九〇四石四斗四升を確認し、親郷七日市村の「田ノ沢上之蔵」に貯蔵されていた。一四年前の嘉永四年五月と比べて、量としては蒸米・蒸粳ともにあまり変わっていないが、貯蔵場所は、七日市村郷蔵・七日市村「上へ之蔵」・脇神村郷蔵という三カ所に分割していたものが一カ所にまとめられていたようである。明治二年(一八六九)十一月になっても、同様の状況であった<sup>42</sup>。検察御用として岩屋鉄之助・篠田八右衛門の廻村を

受けている。

最後に、明治四年九月に「五升備米」が改められ、親郷七日市村肝煎の長岐貞治(長岐家一代)から大川格蔵へ書上げを提出した。<sup>(43)</sup>小猿部村々の「五升備米」メ高は米七三三石六斗五升であったが、うち一三三石七斗七升を「朽損減り米」として計上している。長期の保存により減穀した結果であろう。それでも、蒸米一九六石九斗、粳七五八石三斗の貯蔵を確認している。これは、米に換算すると、六五二石八斗八升にあたる。

### 三 幕末期の「郷備米」

#### (一) 安政二・三年の「郷備米」

小猿部村々の「五升備米」は、天保七年(一八三六)から弘化三年(一八四八)までのうち七年間分を弘化五年までに貯蓄したが、その五年後の安政二年(一八五五)には「郷備米」を行うよう仰せ渡された。<sup>(44)</sup>管見の限り、七日市村では文政期以来の「郷備米」である。村々は米を出穀している。すなわち、七日市村六三石一斗八升九合・岩脇村一〇石九斗七升九合・中屋敷村一二石三斗四升・小森村二九石六斗七升九升・脇神村五三石四斗二升二合・摩当村三〇石三斗九升一合の出穀である。小猿部村々の合計で二〇〇石であった。

翌安政三年も「郷備米」を出穀した。<sup>(45)</sup>各村ともに前年と同量を出穀し、小猿部村々の合計は米四〇〇石となった。これは、粳に換えて六六六石六斗六升六合とした。そして、翌安政四年三月に平沢直吉の見分を受けている。このように、小猿部村々では安政三・四年に「郷備米」が再開される

じめたのである。

これらの「郷備米」は、親郷・寄郷ともに各村で貯蔵したものと考えられる。後年の文書となるが、安政七年の中屋敷村では、安政二・三年に出穀した粳四二石を「村限備置申候」<sup>(46)</sup>として、村内で貯蔵していたようである。「五升備米」が親郷を中心とした三つの蔵にまとめて貯蔵していた方法とは、大きく異なる点であると思われる。

なお、安政二年の「郷備米」については、他村の文書も自治体史で報告されている。例えば、秋田郡大久保村(現、潟上市)では、「大久保村適産調・総覧雜」に安政二年の「郷備帳」が書き留められている。<sup>(47)</sup>また、秋田郡井内村(現、南秋田郡井内町)の「秋田郡保野子村郷備帳」<sup>(48)</sup>、秋田郡高崎村(現、南秋田郡五城目町)の「秋田郡高崎村郷備帳」がある。<sup>(49)</sup>以上から、少なくとも秋田郡では、安政二年に「郷備米」が広範に展開していたことを確認できるであろう。

#### (二) 安政六年の「郷備米」に関する調査

安政二・三年に再開した「郷備米」は、安政六年にさらなる展開を遂げる。史料を掲げよう。<sup>(50)</sup>

#### 〔史料3〕

乍恐書附を以御答奉申上候御事

一、此度郷備米備置候手配形可奉申上被仰渡ニ御座候、当村加郷品類  
村・横淵村、并ニ寄郷岩脇村・中屋敷村・小森村・脇神村・摩当村  
共、当暮合作合宜敷御座候得者、人別割・高割を以取立相備申度奉  
存候御事

乍恐右之趣宜敷様被仰上被下置度奉願上候、以上

親郷七日市村

安政六年

肝煎 長岐甚之丞

未七月

これによると、「郷備米」の手配方法について上申するよう村々へ仰せ渡しがあり、それへの答書であることがわかる。この年は、加郷・寄郷とも作柄がよいので、人別割・高割で「郷備米」を行いたいとする。手配方法を藩が尋ね、村が答えている点が重要であろう。なお、本文書では品類村・横淵村の二カ村が七日市村の加郷とされている。

親郷肝煎の長岐甚之丞がこの文書を作成するとともに、各寄郷村々の肝煎も願書を作成している。史料を掲げよう。<sup>(51)</sup>

〔史料4〕

乍恐書付を以奉申上候御事

一、此度被仰渡候備米之儀者、当作宜御座得者、御百姓共江申含、備

米足合申度奉存候御事

乍恐右之趣宜敷様被仰上被下置度奉願上候、以上

小森村肝煎

安政六年

孫七郎<sup>㊦</sup>

未七月

同村 長百姓

金 助<sup>㊦</sup>

大塚政吉様

惣 七<sup>㊦</sup>

例として小森村の文書を上げたが、他の寄郷にもほぼ同文の文書が確認できる。<sup>(52)</sup> 藩からの要請もあるのであるが、村側から「郷備米」の足し穀を願い出るかたちをとっている点に着目しておきたい。親郷だけでなく寄

郷村々が文書を作成している点も重要であろう。

しかし、実際にはこの年に足し穀は行われなかった。七月に村々が判断した作柄の見込みは、その後大風の被害で不作となり、七日市村と横淵村から毛見を願い出るほどの状況となつてしまったのである。<sup>(53)</sup> さらに、次のような願書を作成している。史料を掲げる。<sup>(54)</sup>

〔史料5〕

乍恐書附を以奉願上候御事

一、先頃江幡貢殿・中村新太郎殿、鷹巣村江御廻在ニ而当村組合江米式拾石御備被仰渡、明年六・七月中時相場を以御買上可被成置被仰付ニ御座候、当沢内之儀ハ兼而買喰勝之村々ニ御座候所、今年之違作ニ付郡方支配向々刈并米飯料取調被仰付、此度精々取調申候処、千九百五拾石余之明年飯料不足米ニ相成、恐入至極ニ奉存候、殊ニ非常之米高直ニ御座候故、此節小売米等之願出ニ相成、当惑千万ニ奉存候、依之少分之御備米江御訴訟奉申上候儀、恐入奉存候得共、前書段々奉申上候、極窮之村々外ニ手段無御座候間、何卒御憐を以御免被下置度奉願上候御事

長岐甚之丞

省略したが、この文書の表紙をみると、安政六年十一月の願書であることがわかる。七月に村々から足し穀の申し出をした結果であろうか。江幡貢らが鷹巣村へ廻在した際に、七日市村組合へ米二〇石の「御備」を仰せ渡された。翌年六・七月の時相場で米を買い上げるといふ。しかし、「買喰勝之村々」であり、今年は違作で、郡方からの仰せ付けにより収穫及び米飯料を取り調べた結果、来年の飯料が米一九五〇石余も不足することがわかつた。そのため「御備米」の御免を願い出たのである。

(三) 万延元年の「郷備米」計画

安政六年に足し穀をできなかった「郷備米」であるが、小猿部村々では万延元年(一八六〇)四月に五カ年間の備蓄計画を立てた。<sup>(55)</sup>例として、親郷七日市村の場合からみてみよう。

七日市村では、「郷備有之候分」として米一一五石余があり、<sup>(56)</sup>「郡方五ヶ年中ニ被下置候」分として米四一石が書き上げられ、合わせて一五六石とした。さらに万延元年から「村方ニ而五ヶ年中ニ備置可申候」分として五三〇石を見積もっている。これらを合計すると「郷備米」が六八六石となる計画であった。寄郷村々も、同様に現在の「郷備米」保存量、郡方からの下げ米、村方で今後五年間に出穀する分を書き上げている。小猿部村々の合計は、現在の「郷備米」が三六四石余で、郡方からの下げ米が八九石、五年間に村々から出穀する分が一五九石で、合計「郷備米」が一六一二石となる計画であった。現在の「郷備米」を五年間で四・四倍に増やそうとするものであった。

ここで注目したいことは、郡方からの下げ米が「郷備米」に組み込まれている点であろう。五カ年間にわたる下げ米の計画である。文政期の「郷備米」でも「郡方備米」の下げ米を確認したが、これも同様のものであるうか。管見の限り史料上は不明である。今後の課題としておきたい。

さらに、村方で五年間に出穀する分については、より詳細な計画をしている。史料を掲げよう。<sup>(57)</sup>

〔史料6〕

乍恐書付を以奉申上候御事

一、郷備米 五百三拾石 七日市村

内、百七拾六石六斗六升七合 当申年分

内、百拾七石七斗七升八合 三ヶ式人別江わり合

五拾八石八斗八升九合 三ヶ壺高わり合

同、百七拾六石六斗六升七合 酉年分

但、右同断

同、百七拾六石六斗六升七合 戌年分

但、右同断

右之通五ヶ年中ニ無相違相備可申候、且右年限中凶作ニ相成候而取立相成兼候得者、見合仕度候故、三ヶ年割ニ取詰申候、尤年々々々取立ニ見合仕候、万一右ニ而行届兼候得者郷山売払都合可仕候御事

一、郷備米 四拾石 岩脇村

拾石宛申酉戌亥

右者此節月々壺人ニ付正銭壺文ツツ取立仕、四ヶ年中ニ備金備仕可申候、右之取立ニ而米相場都合不仕候分者、郷中ニ高割ニ而相備可申候御事

一、同米 五拾五石 中屋敷村

拾三石七斗五升宛申酉戌亥

右者岩脇村同断相備可申候御事

一、同米 百八拾四石 小森村

内、四拾六石宛申酉戌亥 半分人別割・半分高わり

右之通五ヶ年中ニ無相違相備可申候、且右年限中凶作等ニ而取立相成兼候得ハ見合仕度候故、四ヶ年割ニ取詰申候、尤年々々

月・五月・九月・十二月、四ヶ度ニ取立全備仕度奉存候、若行  
届兼候得者、郷山売払都合可仕候御事

一、同米 貳百石 脇神村

六拾六石六斗六升六合宛申酉戌

右之通五ヶ年中ニ無相違相備可申候、且右年限中凶作等ニ而取  
立相成兼候得ハ見合仕度候故、三ヶ年割ニ取詰申候、尤年々  
十二月中壹度ニ取立ニ申合仕候御事

一、同米 百五拾石 摩当村

内、三拾七石五斗 当申分

内、貳拾五石 三ヶ式人別わり合

拾貳石五斗 三ヶ壹高わり合

同 酉戌亥

右之通五ヶ年中ニ無相違相備可申候、且右年限中凶作等ニ而取  
立相成兼候得者見合仕度候故、四ヶ年割ニ取詰申候、尤年々  
十二月中壹ヶ度取立ニ申合仕候御事

右之通、郷備米奉書上申候、以上

万延元年

七日市村肝煎

申六月

長岐 甚之丞

岩脇村肝煎 甚兵衛

中屋敷村肝煎 七郎兵衛

小森村肝煎 孫七郎

脇神村肝煎 吉兵衛

摩当村肝煎 彦三郎

まず注目したい点は、各村により出穀方法が異なっている点であろう。

秋田藩における山村の備荒貯蓄

七日市村・摩当村では、出穀量の三分の二を人別割とし、残りの三分の一  
を高割にして出穀する。岩脇村・中屋敷村では、月々一人につき銭一文ず  
つ取り集めて備金として米を買い入れるが（一文講）、米相場の合わない  
ときには郷中で高割にして備える。小森村では、出穀量の半分を人別割で、  
もう半分を高割で集め、毎年三月・五月・九月・一二月の四回に分割して  
集める。脇神村では、具体的な出穀方法を示していないが、毎年一二月中  
に一括で取り集めるとしている。

さらに重要な点は、五カ年計画の出穀であるにも関わらず、年限中に凶  
作などで出穀できないときには見合わせることを想定している点である。  
そのため、五年間の出穀計画ではなく、三〜四年間に短縮して計画してい  
る。七日市村・脇神村は三年間で、岩脇村・中屋敷村・小森村・摩当村は  
四年間で出穀を分割して行う計画を立てた。これは、先にみた天保期の  
「五升備米」を行った経験から判断したことであろう。七年間で予定して  
いた「五升備米」の出穀に、小猿部村々では一〇年間かかっている。さら  
に、出穀できないときのことを考えて、七日市村・小森村では、郷山の売  
却も視野に入れている。山村ならではの考え方であろう。郷山が備荒貯蓄  
の担保とされたのである。

このように、万延元年の「郷備米」計画において、小猿部村々は、村ご  
とにさまざまな方法で「郷備米」を行っていくこととした。このことは、  
各村で備荒貯蓄の方法を検討し、自分の村にあった方法を選択した結果で  
あろう。

この計画にもとづいて、万延元年一二月に「郷備米」を出穀した<sup>(58)</sup>。大方  
計画通りの出穀であったが、七日市村は三九石余少なく、摩当村は一二石  
余多かつた。

(四) 慶応期・明治初年の「郷備米」

万延元年以降確認できる「郷備米」の文書は、慶応二年(一八六〇)のもの

[表3] 慶応2年の「郷備米」

(石)

村名	七日市村	岩脇村	中屋敷村	小森村	脇神村	摩当村
万延元年以前	米115.000 (粃191.667)			米 59.358 (粃 98.930)	粃475.000	粃226.087
万延元年～ 壹文講五ヶ年	米530.000 (粃883.335)	米120.000		米163.600 (粃272.666)		
郡方下げ米	米 35.532			米 3.735	粃 15.000	粃 17.333
その他						粃151.600
合計	米680.532	米120.000	蒸粃 104石 俵粃 33石	米226.693	粃490.000	粃395.020

出典：「長岐文書」1140(慶応2年「郷備米書上」)

註：米に換算した量。丸括弧内は実際の出穀・出銭分。

である。<sup>(59)</sup>万延元年の五ヶ年計画から六年を経過している。小猿部村々の状況をみてみよう〔表3〕。岩脇村や中屋敷村の貯蓄状況などをみても、寄郷村によって差が出ていることがわかるだろう。万延元年以前の出穀分、万延元年からの「壹文講五ヶ年」分、郡方下げ米などから「郷備米」が構成されている。全体的にみると、万延元年の五ヶ年計画であった「郷備米」一六一二石に対して、慶応二年には米にして一六四〇石の「郷備米」が確認できる。万延元年の計画を越えた貯蓄量であったことが明らかとなる。

中でも、摩当村の「郷備米」が興味深い。詳細にみてみよう。まず、文久元年までに高割・人別割で出穀した分が粃二二六石余、郡方より慶応二年までに下げ米が粃にして一七石余あった。次のものが他村にはみられないのであるが、「天保年中以来豊年御祝儀として御金拝領被仰付候分難有備置、外肝煎郷人御用・郷用往来諸遣、又者郷内年中諸掛等、先々振合方省略致、兼而困窮之村方故、万一二も違作等有之節者極窮之御百性共相成丈取扱候、尤粃直備置分」として一五一石六斗を書き上げている。さまざまな形で褒美や儉約した分を粃に換えて備蓄している。これらを合計した粃三九五石二升が「郷備米」となった。

この量は、万延元年に計画した「郷備米」二一八石を粃にすると三六三石三斗三升三合にあたり、差引三一石六斗八升七合が「過備」置きであった。つまり、摩当村では万延元年の「郷備米」計画を大きく上回った量の備荒貯蓄を行っていたのである。内容としては、他村の行っていない出穀方法を独自にとっていた点が大きだろう。「過備」の意味は重要である。「郷備米」が藩の政策を契機としつつも、実態は村内で自発的に貯蓄を形成した証左となるからである。摩当村では慶応期に至って、それを達成していた。しかし、一方で小猿部村々の中でも「郷備米」の貯蓄状況に差があることも併せて確認できる。このことは、万延元年に計画した際の各村による出穀方法の選択と表裏の関係にあったといっていだろう。

最後に、明治四年(一八七二)の「郷備米」をみておこう。<sup>(60)</sup>七日市村分だけが確認できる。七日市村では、以前からの「郷備米」が粃一四二石あったが、改めたところ四二石が減穀していた。すなわち、残り一〇〇石を蒸粃で貯蔵していた。他に、万延元年に仰せ付けられた「壹文備」が粃八八三石三斗三升五合あったが、「去辰」(慶応四年)の「御軍事之砌、兵糧米挽立

并諸人夫取扱仕候」とあり、戊辰戦争の際に兵糧米や人夫の食糧に利用した。それ以来、百姓は出穀できず備えていないとする。備荒貯蓄が飢饉時だけでなく、臨時出費に運用されている。

## おわりに

最後に、本稿で明らかとなったことをまとめておきたい。まず、小猿部村々における文政期の「郷備米」を検討した。文政六年（一八三三）から同八年にさまざまな形で出穀され、在村貯蓄を形成した。「橋木浦山」から拝領した杉元木を売却して「郷備米」とするなど山村の特徴を有していたことを指摘した。また、文政三年に郡役所へ納めた「郡方備米」は「郷備米」に足し合わせられたことも確認した。これらの貯蓄米は、「貨殖」が繰り返され、利子を付けることで、貯蓄量を増加させていった。なお、「郷備米」の開始については、小猿部村々において、少なくとも文化期から「郷備米」を行っていたようである。周辺村落には安永期の事例が確認できることを紹介した。

このように「郷備米」は形成されたが、文政一二年に七日市村で小百姓騒動が起こる。騒動の要因は、「郷備米」をめぐる問題にあった。主に「郷備米」の残り勘定についてである。二〇年前（文化期）に貯蓄された「郷備米」の行方も問題となった。「郷備米」の保存管理が小百姓の疑念を引き起こしたのである。騒動の検討を通じて、小百姓の問題を検出する能力とその限界を指摘した。この騒動の結果、親郷・寄郷村々で「郷備米蔵」の建築が模索された。「郷備米」のための蔵を各村がもつことで、小百姓たちから疑惑を向けられなかった。そのために村々では材木が必要で、拝

領を願い出たのである。木山方は、拝領の条件に御直山の守護を提示した。

次に、天保七年（一八三六）に仰せ渡された「五升備米」を検討した。小猿部村々では当初出穀が困難な状況で、本来は一人五升の基準が設定されていたが、郡奉行所から出穀量の緩和措置がとられるなどして、貯蓄量は基準通りにはいかず、制度として機能していなかった。その後、天保一二年から帳尻合わせを行っていく。天保七年から一三年までの七年間に取り集めるとした「五升備米」は、実際には天保八・九・一二、弘化元年（一八四六）から同四年、嘉永元年（一八四八）の八年間に貯蓄して貯蓄を形成した。貯蓄した米穀は蒸米・蒸粃にして、七日市村郷蔵・同村「上への蔵」・脇神村郷蔵の三つの蔵に分割して貯蔵した（後に七日市村「田ノ沢上の蔵」へ統合）。この「五升備米」は、減穀もしたが、明治四年（一八七二）まで貯蔵が確認できる。

最後に、幕末期の「郷備米」を検討した。小猿部村々では、文政期に行われていた「郷備米」が安政二年（一八五五）に再開された。安政六年には、郡方より村々に対して手配方法を調査している。村々では出穀方法を回答したが、結果的には大風の被害で不作となって出穀できなかった。万延元年（一八六〇）には、「郷備米」の五カ年計画を立てた。貯蓄量を四・四倍にするというものであった。郡方からの下げ米も行われることになる。この計画は、親郷・寄郷村々によって出穀方法が異なっていたことと、年限中に凶作などで出穀できないことを想定して、出穀期間を三〜四年に想定していることが特徴的であった。また、出穀できないときには郷山を売却して出穀するとした村もあった。この計画にもとづいて出穀を継続している、慶応期には小猿部村々の合計で計画を越える貯蓄量に到達していた。

摩当村のように「過備」をしていた村もあった。この「郷備米」は、戊辰戦争時に兵糧米や人夫の食糧に利用され、その他の減穀もあったが、明治四年まである程度の貯蓄を確認できる。

このようにみてみると、近世後期において小猿部村々では、飢饉期と備荒貯蓄期の繰り返しであったことが確認できただろう。すなわち、天明期の飢饉→文政期の「郷備米」→天保期の飢饉→天保期の「五升備米」→安政期の「郷備米」である。この繰り返しの中で、「買喰勝之村々」と自らを認識していた小猿部村々では、備荒貯蓄を形成していったのである。

続いて、小猿部村々の備荒貯蓄の特徴を指摘しておきたい。第一に、山村としての特徴である。文政期の「郷備米」では、拝領した杉木の売却など多様な方法で貯蓄を行った。農村に比べて米穀生産の少ない山村では、備荒貯蓄にも異なる方法が必要であった。また、貯蔵する郷蔵や備荒貯蓄蔵の建築にあたっては、材木を拝領している。さらに、幕末期には「郷備米」を出穀できないときには、郷山を売却して出穀することまで考えられていた。一方で、幕末期の「郷備米」形成の背景には、山村の農業生産の向上や地域の米穀市場の成長などが考えられるが、具体的に踏み込むことはできなかった。今後の課題としておきたい。

第二に、いずれも時限的な制度であったことである。長期的な継続をともなう備荒貯蓄は行われず、一制度は一〇年未満であったが、いくつかの制度を併存させることで備えていたのである。また、時限的な制度は計画性を伴う。「五升備米」の帳尻合わせや、幕末期の「郷備米」の計画(貯蓄規模の設定などはそのことを示しており、特徴的なことであった。

第三に、制度運営の質が向上していることである。小猿部村々では、安政二年から「郷備米」が再興されたが、それは先に行われた文政期の「郷

備米」と呼称は同じでも、その手法は全く異なるものであった。それは、その間の七日市村の小百姓騒動と「五升備米」の経験が大きかったであろう。騒動の結果、制度に対して、肝煎・小百姓がともにより自覚的になつたと考えられ、帳簿などの記録の整備や郷蔵の建築へつながっていったと思われる。この質の向上は、文政期の「郷備米」が親郷中心であったのに対し、幕末期の「郷備米」では寄郷村々の個性がみえたことにも表れているだろう。親郷とその肝煎を中心とする制度運営であったものが、幕末期には寄郷村々による出穀方法の選択がみられたように、次第に展開していく各村の個性を確認できたのではないか。また、凶作などの非常時を想定した出穀計画なども大きな質の向上と捉えられよう。

このように、小猿部村々の備荒貯蓄は、藩からの仰せ渡しを契機として、郡方による指示・確認などを受けながらも、親郷・寄郷村々による貯蓄の成立であったといえよう。摩当村の「過備」が象徴的なように、万延元年に計画した以上の貯蓄量を慶応期に形成するまでに至る。明らかな村々における制度運営の向上をみることができただろう。

以上「長岐文書」からみた小猿部七日市村の事例では、親郷—寄郷における備荒貯蓄の様相が詳細に明らかとなったが、それぞれの村内の小前百姓の出穀状況までみることのできる文書を確認できなかった。またこの事例からは、備荒貯蓄の形成に関わる文書を多数確認したが、その運用に関する文書をほとんど見出すことができなかった。備荒貯蓄を考えるうえで、出穀とともに借用の状況を検討することは重要である。秋田藩の他村の文書も併せて今後検討していくことが課題となろう。

- (1) 筆者は、以前農村を事例に藩領における備荒貯蓄を検討したことがある(拙稿「近世備荒貯蓄の形成と村落社会―土浦藩『集穀』を中心に―」、『関東近世史研究』六三号、二〇〇七年)。
- (2) 柳谷慶子「秋田藩後期の農村支配再編について―天明四年「新法」を中心に―」、『地方史研究』一八一号、一九八三年)。
- (3) 金森正也『藩政改革と地域社会―秋田藩の「寛政」と「天保」―』(清文堂出版、二〇一一年)一〇四―一〇二、三七八―三八四頁。初出は、同「秋田藩「郡方」支配考」、『秋大史学』三〇・三二号、一九八四・八五年)、同「天保期秋田藩の政治情勢」、『沼田哲編』『東北』の成立と展開、岩田書院、二〇〇二年)。
- (4) 小猿部とは、近世の村方文書に「秋田郡小猿部七日市村寄郷共」や「小猿部村々」などと用いられる。本稿では、郡と村の間に位置する一つの地域のまとまりを示す呼称として扱っていきたい。
- (5) 以下、『秋田県の地名』(日本歴史地名大系第五卷)(平凡社、一九八〇年)、長岐喜代次『佐竹物語』(公人の友社、一九八〇年)、同『小猿部物語―殿様』(一九八〇年)、同『小猿部物語―検地帳・飢饉』(一九八二年)、おさるべ元氣くらぶ編『おさるべかたるべ』(二〇一三年)などを参考にした。
- (6) 史料によっては、品類村・横淵村を「加郷」としているものもある。品類村については、宝永八年(一七一―)に同村の肝煎市郎右衛門が欠落したため、同村からの申し出があつて加郷となつたとされる(『鷹巣町史』別巻資料編一、一九八六年、五二二頁)。
- (7) 金森正也『秋田藩の政治と社会』(無明舎出版、一九九二年)二四四―二五三頁。
- (8) 長崎七左衛門の著作については、『日本農書全集』一(農山漁村文化協会、一九七七年)、『日本農書全集』三六(農山漁村文化協会、一九九四年)、田口勝一郎「史料紹介 長崎七左衛門『老農置土産附録』」、『秋田近代史研究』二二二号、一九七七年)、同「長崎七左衛門『農業記』について―解題・翻刻・現代語訳―」、『秋田近代史研究』三七号、一九九六年)、同「近世秋田農書の研究」(田口勝一郎著作集Ⅲ)(秋田文化出版、二〇〇一年)などを参照のこと。なお、七左衛門は秋田郡坊沢村(現、北秋田市)の長崎家から七日市村の長岐家の養子となり、その

秋田藩における山村の備荒貯蓄

後も長崎姓を用いたとされる。

- (9) 前掲、『日本農書全集』一(二七二―二八七頁)。
- (10) 「東風」は「ヤマセ」と解説しているものもあるが、秋田県教育委員会編『秋田のことば』(無明舎出版、二〇〇〇年)、中山健「語源探究秋田方言辞典」(二〇〇一年)などによると、秋田県北秋田市では「ダシ」と読む方がふさわしいようである(高橋邦幸氏からご教示を得た)。「太田町史」通史編(二〇〇七年)四一―八頁でも「ダシ」と解説している。
- (11) 長岐家所蔵掛軸。
- (12) 前掲、金森正也『藩政改革と地域社会』一〇四―一二頁。
- (13) 秋田県公文書館所蔵「長岐文書」一〇〇九(戊辰(文政九年)「郷備米につき覚書」)。
- (14) 「長岐文書」三九一(文政三年「郡方御備高御物成上納受取証」)。
- (15) 「長岐文書」三八六・三八七・三八八・三九〇・三九五(各村、文政三年「郡方御備高御物成上納受取証」)、同四〇四(文政四年「郡方御備高御物成上納受取証」)。
- (16) 「長岐文書」九九三(文政八年「秋田郡小猿部・北比内村々御備高銀穀御本書」)。
- (17) 『森吉町史料一』秋元文書(一九七五年)一一九頁。
- (18) 前掲、柳谷慶子「秋田藩後期の農村支配再編について」。
- (19) 前掲「長岐文書」一〇〇九。
- (20) このことは、「秋田郡北比内・小猿部阿仁御直山麓村々へ木山方より被下置候御賞合力銭を以郷備米いたし候」という吟味役小川敬内の書上控えからも確認できる(国立公文書館所蔵「木山方以来覚追加十二」)。芳賀和樹氏からご教示を得た。
- (21) 文政八年「本城郷倉備米帳」(前掲『森吉町史料一』、七八―九一頁)によると、イ印からム印に至るまで「史料一」と同じ文書の形式で、本城村の多様な「郷備米」の形成過程がまとめられている。この帳簿の末尾は嘉永二年(一八四九)にまで至っており、「郷備米」の継続をうかがうことができる。
- (22) 『鷹巣町史』一卷(一九八九年)三五六―三五八頁によると、文政一年に

おける「鷹巣・阿仁部親郷五ヶ処管内」の「郷備米」高がまとめられている。四八カ村、五〇〇三石余に上る。その中で、七日市村は二九九石三斗八合とある。前述した文政八年の二八一石三斗三升九合との差は、さらなる「貨殖」の結果であろうか。寄郷村々も、岩脇村一七石余・小森村三六石余・摩当村四三石余・横淵村三三石余・中屋敷村二六石余・脇神村八六石余とあり、前述した「郷備米」は七日市村単独の分であったことになろう。

(23) 「長岐文書」六二五(文政九年「乍恐書附を以奉願上候御事」)。

(24) 「長岐文書」六二四(文政七年「乍恐書附を以奉願上候御事」)によると、郷蔵は「朽損」じていて、近年は「郷中勘定場」内に「取立米」を置いていた。その「郷中勘定場」の屋根は「萱ふき」で「殊ニ居室之内」にあるという。そのため、文政七年には郷蔵建築のために杉木の拝領を願ひ出ている。

(25) 「長岐文書」九九八(文政一二年「乍恐書付を以御答奉申上候御事」)。

(26) 文化期の「郷備米」については、前掲『鷹巣町史』一卷(二五六～三五七頁)によると、秋田郡鷹巣村(現、北秋田市)で行われていたことが確認できる。肝煎の成田兵左衛門が主導し、「小間居之者」を救済して「飢民」を出さなかつたことにより、苗字帯刀が許され、同村の「郷備米」は管内の模範とされた。また、前掲『太田町史』通史編(五七八頁)にも、文化年間に郡方の奨励で「郷備米」が行われていたことを記している。

(27) 「長岐文書」一〇〇四(文政一二年「乍恐書付ヲ以奉願上候御事」)。

(28) 前掲、金森正也『藩政改革と地域社会』(三七八～三八四頁)。なお、触書は『秋田県史』資料近世編下(一九七九年復刻)七九八～七九九頁に掲載されている。

(29) 「長岐文書」一〇四四(天保一〇年「申酉戌五升米書上控」)。

(30) 前掲「長岐文書」一〇四四。

(31) 前掲、金森正也『藩政改革と地域社会』(三八〇頁)によると、長岐文書「御用留」を典拠に、村内の出穀割合が示されている。すなわち、無高一升、二石以下二升、三石以下三升、五石以下四升、一〇石以下七升、一五石以下一斗、二〇石以下一斗五升、三〇石以下二斗、五〇石以下三斗、一〇〇石以下五斗、一五〇石以下七斗、二〇〇石以下一石である。高割で出穀することになっていたのであるが、実際の小百姓レベルの出穀状況を示す文書は「長岐文書」において管見

の限り確認できない。後述する「五升備米」の出穀状況をみると、小猿部村々では、明確な出穀割合が順守されていたようにには思われない。

(32) 前掲「長岐文書」一〇四四。

(33) 「長岐文書」一〇五五(天保一三年「五升備米被仰渡之由、丑年分老人ニ付三升宛備置候様被仰付、親直しニ而五升ツツ取立備置申候、若升ニ相当り候分三ヶ処取合之上高割ニ而取立候、右積立寅二月十三日松本仁助様任御見濟書上」)。

(34) 『雄物川町郷土史』(一九八〇年)三二九～三三〇頁によると、平鹿郡東里村(現、平鹿郡雄物川町)でも「五升備米」の割合を変更している事例がある。

(35) 『山本町史』(一九七九年)三三四頁によると、南山本郡でも「五升備米」の「全備」には一三年間かかっているという事例がある。

(36) 「長岐文書」一〇八三(西(嘉永四年)年「小猿部村々五升備米取調」)。

(37) 「長岐文書」一〇八七(嘉永四年「五升御備米御見濟書上帳控」)。

(38) 「長岐文書」一〇九五(安政二年「五升御備米蔵用木品并諸人方指積書上控」)。

(39) 「長岐文書」一〇四(安政六年「乍恐書付を以奉願上候御事」)。

(40) 「長岐文書」一一三一(慶応元年「五升備米書上ひかへ」)。

(41) この史料から七日市村の加郷である品類村・横淵村の二カ村の「五升備米」は、親郷七日市村の「五升備米」の中を含めて計上されてきたことが確認できると、加郷二カ村が「五升備米」の出穀などを行っていたかなどは不明である。

(42) 「長岐文書」一一七一(明治二年「五升備米書上」)。

(43) 「長岐文書」一一九三(明治四年「五升御備米書上」)。

(44) 「長岐文書」一〇九八(安政二年「被仰含郷備米書上帳ひかへ」)。

(45) 「長岐文書」一一〇〇(安政四年「小猿部村々郷備米書上控」)。

(46) 「長岐文書」二五三(安政七年「乍恐口上書を以奉申上候御事」)。

(47) 『昭和町誌』(一九八六年)二四三～二四四頁。

(48) 『井川町史』(一九八六年)四五二～四六〇頁。

(49) 『五城目町史』(一九七五年)四五～四五二頁。

(50) 「長岐文書」一一〇五(安政六年「郷備米之儀被仰含ニ付御答書控」)。

(51) 「長岐文書」一一〇二(安政六年「乍恐書付を以奉申上候御事」)。

(52) 寄郷岩脇村は「長岐文書」一一〇一(安政六年「乍恐書附を以奉申上候御事」)、脇神村は「長岐文書」一一〇四(安政六年「乍恐書附を以奉申上候御事」、中屋敷村は「長岐文書」一一一一(安政六年「乍恐書を以奉申上候御事」。なお、摩当村の文書は確認できない。これらを合わせて、親郷の七日市村が「長岐文書」一一〇五(安政六年「郷備米之儀被仰含ニ付御答書控」としてまとめて文書を作成している)。

(53) 「長岐文書」一一〇三(安政六年「乍恐書附を以奉願上候御事」)。

(54) 「長岐文書」一一〇八(安政六年「乍恐書附を以奉願上候御事」)。

(55) 「長岐文書」一一二〇(万延元年「秋田郡中比内七日市村寄郷共郷備米(石高調一紙)」。秋田郡館越村(現、南秋田郡五城目町)に同形式の文書がある(前掲『五城目町史』四五二～四五四頁)。

(56) 安政二・三年に七日市村が出穀した一二六石三斗七升八合より若干減らして書上げている。保存中に減穀したものと考えられるが、詳細は不明である。寄郷

村々も同様である。

(57) 「長岐文書」一一二二(万延元年「郷備米御受書」)。

(58) 「長岐文書」一一二三(万延元年「村々郷備米書上控」)。

(59) 「長岐文書」一一四〇(慶応二年「慶応二寅八月中御役屋分被仰付書付之ひかへ」)。

(60) 「長岐文書」一一九二(明治四年「郷備米・五升備共仕法改被仰付書上控」)。

〔付記〕

本稿は、平成二五年一〇月一二日に行われた「第二回徳川林政史研究所公開講座in秋田」にて報告した内容の一部を取り上げて、大幅に増補して原稿化したものである。史料の閲覧に供していただいた秋田県公文書館の方々、長岐邸にて史料の閲覧をお許しいただき、ご説明をいただいた「おさるべ元氣くらぶ」の方々には大変お世話になった。記して感謝申し上げたい。